

戸田市再エネ100%電力導入サポート協力金交付要綱

令和6年3月27日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、戸田市地球温暖化対策条例(平成21年条例第26号)第20条の規定に基づき、電力供給契約を再エネ100%電力に切り替えた者に対し、予算の範囲内で戸田市再エネ100%電力導入サポート協力金(以下「協力金」という。)を交付することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

2 協力金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再エネ100%電力 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱(地熱、太陽熱を除く。)、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、持続的に利用できると認められるものを由来とする電力のことをいう。

(2) 中小規模事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であって、戸田市内に本店、支店、営業所等があるものをいう。

(対象事業)

第3条 この要綱における協力金の交付対象事業については、再エネ100%電力のうち、環境省による審査が行われ再エネ100%電力メニュー一覧に掲載されているものとする。ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。

(交付対象者)

第4条 協力金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、令和6年4月1日以降に電力供給契約(10Aから60Aまで又は6kVA以

上50kVA未満のものに限る。)を再エネ100%電力メニューに切り替えた次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 市内に存する建築物の電力供給契約を契約している個人

イ 事業の用に供する市内に存する建築物(公共施設を除く。)の電力供給契約を契約している中小規模事業者

(2) 供給地点特定番号ごとの申請を行っていること。

(3) 同一年度内において、当該電力契約について、この要綱に基づく協力金の交付を受けていないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(交付額)

第5条 協力金の額は、電力供給契約1件につき20,000円とする。

(交付申請等)

第6条 協力金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、戸田市再エネ100%電力導入サポート協力金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

(1) 再エネ100%電力メニューの電力供給契約が分かる書類の写し

(2) 再エネ100%電力メニューに切替え後の直近3か月分の電力請求額が分かる書類の写し

(3) 再エネ100%電力メニューに切り替える直前の電力供給契約が再エネ100%電力メニューでないことが分かる書類の写し

(4) 再エネ100%電力メニューに切り替える直前1か月分の電力請求額が分かる書類の写し

(5) 市税を滞納していないことを証明する書類

(6) 振込口座の預金通帳、キャッシュカード等の写し(金融機関名、店名、預金種目、口座番号及び口座名義(カナ)が分かるもの)

(7) 申請者が個人で、かつ、当該者の住民登録地が戸田市外の場合は、氏名及び住所が確認できる書類の写し

(8) 申請者が法人の場合、当該電力供給契約から電力の供給を受ける事業所を市内に有することを証明する書類の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の同意を得て公簿等により確認できるときは、同項第5号の書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、必要に応じて、申請者に公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、本人確認を行うことができる。

(交付申請の受付停止等)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は受け付けた交付申請書による交付予定金額の総額が予算の範囲を超える日(以下「受付終了日」という。)をもって受付を終了する。

2 前項の場合において、受付終了日における申請者(書類に不備があった者を除く。)に対する協力金の交付については、当該申請者の中から抽選を行い、当該抽選順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、戸田市再エネ100%電力導入サポート協力金(交付・不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(状況調査)

第9条 市長は、必要に応じて申請対象の電力供給契約の状況等協力金の支給に必要な調査を行い、又は書類の提出を求めることができる。

(資料の提供)

第10条 市長は、協力金の交付を受けたものに対し、必要に応じて事業の実施効果等に関する資料の提供を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。